

○長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱

平成30年8月1日告示第240号

改正

令和4年1月1日告示第3号

令和6年3月29日告示第173号

長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育士等の人材の確保、離職防止及び保育士資格等を有しながら、保育士等として勤務していない者（潜在保育士）の就職又は再就職と定着を支援し、就学前教育及び保育の充実を図るため、予算の範囲内で長浜市保育士等の再就職定着応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設とする。ただし、国、都道府県及び市町村以外のものが運営する保育所にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の県知事の認可を得たもの、国、都道府県及び市町村以外のものが運営する認定こども園にあつては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の県知事の認可を得たものに限るものとする。

（2）保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭で週30時間以上勤務する者をいう。

（登録）

第3条 応援金の交付を受けようとする者は、長浜市保育士等再就職定着応援者登録申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて勤務開始日から3ヶ月以内に市長に提出するものとする。この間に登録した者は、勤務開始日を支援金の受給要件の基準日とする。これ以降に登録した者については、登録日を応援金の受給要件の基準日とする。

（1）勤務先及び就職年月日が記載された職務経歴書

（2）保育士等に係る資格等を有することを証する書類

（3）再就職の場合、離職後1年以上経過したことを証する書類

2 市長は、前項の規定により登録した者に対して長浜市再就職定着応援者登録書（様式第2号）により通知するものとする。

（応援金の受給要件）

第4条 応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）採用時において保育士登録若しくは幼稚園教諭免許状取得後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業又は保育士試験の合格から1年以上経過した者

（2）平成30年9月30日以前に次に掲げる施設若しくは事業を離職後1年以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（3）応援金を申請する年度において、市内の保育施設等に2年間以上継続して勤務している者

（4）平成30年10月1日から令和7年4月1日までの間に新たに市内の保育施設等に勤務することとなった者

（5）過去にこの応援金の交付を受けていないこと。

（6）応援金の交付申請時において、納期限が到来している市税、国民健康保険料（税）、保育所保育料及び幼稚園保育料に未納がない者

（応援金の交付金額等）

第5条 応援金の額は1人につき20万円とする。

2 応援金の交付申請は1年度に1回、通算2回まで行うことができ、それぞれの上限額は10万円とする。

（応援金の交付）

第6条 応援金の交付を受けようとするときは、長浜市保育士等再就職定着応援金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、勤務開始後2年又は3年を経過した月の翌月末までに市長に提出しなければならない。

（1）勤務先及び就職年月日が記載された職務経歴書

（2）保育士等に係る資格等を有することを証する書類

（3）再就職の場合離職後1年以上経過したことを証する書類

（4）2年及び3年継続して長浜市内の保育施設等で勤務したことを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請書兼請求書の提出があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、応援金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
附 則(令和4年1月1日告示第3号)
この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
附 則(令和6年3月29日告示第173号)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市保育士等再就職定着応援者登録申出書

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

(自署の場合は押印不要)

電話番号

長浜市保育士等再就職定着支援金交付事業実施要綱第3条の規定に基づき、交付金応援者としての登録を申し出ます。

氏 名	
保育士登録または幼稚園教諭免許状を取得した日	年 月 日
養成施設の卒業もしくは保育士試験を合格した日	年 月 日
新たに勤務することとなった施設名	
勤務開始年月日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 勤務先及び就職年月日が記載された職務経歴書 (2) 保育士等に係る資格等を有することを証する書類 (3) 再就職の場合、離職後1年以上経過したことを証する書類

長浜市保育士等再就職定着応援者登録書

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで長浜市保育士等再就職定着応援者として申出があった件については、長浜市保育士等再就職定着支援金交付事業実施要綱第3条の規定に基づき、交付金応援者として登録しましたので次のとおり通知します。

交付予定年度	年度	登録番号	第 号
登録年月日 (支援金受給要件基準日)		年 月 日	
留 意 事 項	登録年月日から2年および3年経過後1ヶ月以内に以下の書類を提出すること。 1. 様式第3号(長浜市保育士等再就職定着支援金交付申請書兼請求書) 2. 2年および3年以上継続して長浜市内の保育施設等で勤務したことを証する書類		

問合せ先 長浜市

電話番号

長浜市保育士等再就職定着応援金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

次のとおり申請(請求)します。

なお、支援金の交付の可否の決定のため、税務資料その他について、長浜市が各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

申請者記入欄	申請者氏名	(自署の場合は押印不要)			生年月日	年 月 日
	住所				電話番号	()
	申請(請求)金額	円				
	(添付書類) (1) 2年または3年以上継続して長浜市内の保育施設等で勤務したことを証する書類					
【確認欄】 上記申請(請求)内容について確認しました。 年 月 日 (役職・氏名) 印						

交付される支援金は、下記の口座に振り込んでください。

申請者記入欄	金融機関名	銀行 金庫 農協 組合					本店・所 支店・所 出張所 代理店	
	口座番号	普通・当座						
	フリガナ							
	口座名義							

(注) 振込口座は、申請者本人の口座に限ります。